

戦時下仏印におけるフランスの対日協力

—一九四〇～四五年—

立川 京一

はじめに

「仏印」(フランス領インドシナ)という言葉からすぐに連想されるのは、一九四〇年(昭和十五年)九月の北部仏印進駐と翌一九四一年(昭和十六年)七月の南部仏印進駐であろう。この二度にわたる仏印進駐に關しては、当時の関係者の回想記⁽¹⁾はもちろんのこと、「戦史叢書」⁽²⁾をはじめとして、数多くの研究が世に問われている⁽³⁾。仏印進駐への關心が高いことの証左である。とりわけ南部仏印進駐が日米英蘭戦を決定的にしたことから、その重要性が認識されていると言えよう。しかし、その南部仏印進駐のあと、仏印がどうなったのか、仏印で何が起こったのかということになると、案外、知られていない⁽⁴⁾。せいぜい、寺内寿一元帥の南方総軍司令部が開戦時にサイゴンに所在していたということと、マレー進攻作戦で勇名を馳せた「加藤隼戦闘隊」や、英艦「プリンス・オブ・ウェールズ」と「レパルス」を撃沈した海軍航空部隊が南部仏印から飛び立ったということを思い出すのが一般的ではなからうか。

このように、仏印は開戦時において、マレー進攻作戦の発進基地とな

った。そして、その後も戦争期間中、後方の兵站基地、あるいは海運の中継基地などとして重要な役割を担ったのである。経済的に見ても、仏印は米、とうもろこしといった農産物の供給源となっていた。また、米やとうもろこしに比べれば、量的に多くはないが、石炭、鉄鉱石、亜鉛などといった鉱山資源も、日本は仏印から輸入した。したがって、日本は、戦争中、軍事的にも経済的にも、仏印の恩恵に預かったのである。

仏印にとっても同じことが言える。つまり、仏印も日本に相当程度依存していたのである。言い換えれば、日本と仏印はお互いに持ちつ持たれつの、いわば協力関係にあったのである。しかも、その協力関係は日本とフランスの両政府間で結ばれた協定に基づく公式のものであった。そして、この日本とフランスの協力関係は、一九四五年(昭和二十年)三月九日、日本軍が「明号作戦」(仏印武力処理)を発動するまで続く⁽⁵⁾。本論では、戦争中の仏印における日本とフランスとの協力に關して、主としてフランス側の視点から、協力するに至った目的、協力行爲の内容、協力の成果などについて論じる。

誤解を避けるため、本論に入る前に、次ぎの二つ点に関して確認する。

第一に、本論文で言うフランス、あるいはフランス政府とは、フランス本国に所在したアンリ・フィリップ・ペタン元帥を国家首席とするヴィシー政権を意味するものであり、シャルル・ド・ゴール將軍の自由フランスのことではない。当時は、イギリスを除き、アメリカ、ドイツ、ソ連、日本、中国、イタリア、カナダ、そしてバチカンに至るまで、ヴィシー政権をフランス政府として承認し、外交関係を有していた⁶。そのヴィシー政権は一九四四年八月のパリ解放まで存続する。

仏印はフランスの植民地の中で唯一、パリ解放に至るまでド・ゴール側に組せず、ヴィシー政権の方に忠誠を誓っていた⁷。要するに、戦争中の大半の期間、終戦のちょうど一年前まで、仏印はヴィシー政権の支配下にあったのである（「明号作戦」はド・ゴール政権成立後のことである⁸）。

第二に、「協力」(collaboration)という言葉についてである。通常、用いられる「協力」という言葉には、お互いが積極的に、前向きに助け合うといったようなニュアンスがある。しかし、本論文が対象とする第二次世界大戦期のフランスは日本に対して「協力」したとはいえず、決して親日的になったわけではない。むしろ、胸中はその反対であり、まさに「面従腹背」であった。必要上、やむを得ずして「協力」していたのである。したがって、ジャン・ドクー仏印総督などは本国政府に対して、日本との関係で「協力」という言葉は使わないで欲しいと要望していた⁸。

そして、戦後も、対敵協力の罪に問われる可能性があったため、日本と協力したということを認めなかった。しかし、本論で述べるように、実際にフランスが仏印において日本に対して行った行為を見ると、やはり「協力」と呼んで良いのではなからうか。

一 日仏協力の始まり

この時代に日本と仏印との間で軍事的な関係が生じたのは、援蒋ルートの問題が発端であった。援蒋ルートには主要なルートが四経路あり、その中でも仏印ルートは最大の輸送量を誇っていた。それは、トラックによってだけでなく、鉄道（雲南鉄道）で中国領内まで物資を輸送することができたからである。援蒋物資全体のほぼ半分は、北部仏印經由で運ばれたと見られている⁹。それほど重要なルートであった。一九三七年の支那事変勃発以来、日本はフランスと断続的に外交交渉を実施するが、フランスも容易には日本が要求する援蒋物資輸送の完全停止と監視委員の受け入れを認めなかった。しかし、一九四〇年六月、フランスがドイツの電撃戦に遭って敗れ、ドイツに対して休戦を申し入れた直後、状況は一変する。仏印総督ジョルジュ・カトルー將軍がシャルル・アルセーヌ・アンリー駐日大使らの助言を入れたにせよ、パリからボルドーへと移転していた本国政府に請訓せず、独自の判断で、日本が要求する援蒋物資輸送の完全停止と国境監視団（いわゆる「西原機関」）。北部仏印進駐後、「澄田機関」がこれを引き継ぐ。の受け入れを決定したのである。本国政府はカトルーの独断を快しとせず、カトルーを解任、極東

艦隊司令官ジャン・ドクー提督を後任の総督に据えた。そして、「明号作戦」までドクーが仏印総督を務めることになる。しかし、だからといって、本国政府はカトルーの決定、すなわち援蒋物資輸送の完全停止と国境監視団の受け入れを覆すことはなかった。むしろ、反対にフランス政府はますます日本に接近することになる。

結果的に、このカトルーの援蒋ルート禁絶と国境監視団受け入れという譲歩が、仏印における日本とフランスの協力のきっかけとなった。その後、一九四一年十二月八日の開戦までの一年半の間に、日仏両本国政府間、並びに仏印現地において交渉が度重なりもたれ、政治・軍事・経済それぞれの分野でいくつもの協定が成立した。こうした諸協定の積み重ねによって、仏印における日本とフランスの協力体制が段階的に形成されていく。いわば、独仏休戦から日米英蘭開戦までの一年半を仏印における日仏協力体制の形成期と位置づけることができる。

二 日仏協力体制の制度的形成

次に、独仏休戦から日米英蘭開戦までの一年半の間に、仏印における日本とフランスとの協力体制が、どのようにして形成されていったのかについて、その制度的な側面から検討する。

最初に、政治的な方針を示した基本的枠組みがつくられた。それが一九四〇年八月末に結ばれた「松岡Ⅱアンリー協定」である。この「松岡Ⅱアンリー協定」が日仏協力の政治的な基礎となる。その内容を簡単に述べると、同協定が第一に規定していることは、日本とフランスが極

東におけるお互いの利益を尊重し合うことである。ここにおいて、フランスは極東における日本の優越性、すなわち極東における日本の地域的な覇権を明確に認めるのである。一方、日本も仏印におけるフランスの主権の尊重と仏印領土の保全を保証している。この点がフランス側のもっとも欲していたところである。第二に、フランスは日本軍の仏印進駐を認める。しかも、その仏印進駐に際しては、進駐する日本軍に対して、フランスは可能な限りの便宜供与を行うことを約束した。そして、第三に、この時点ではフランス側のより強い希望であったが、日本と仏印との経済関係の緊密化を謳っている。この「松岡Ⅱアンリー協定」によって、日本とフランスとの協力関係が正式なものとなる。

翌九月には、北部仏印進駐が実現し、フランス側との合意の上で紅河（ルーージュ河）北側の主要地点に日本軍が駐屯する。日本軍は北部仏印進駐に際して結ばれた協定によって合意されている特定の飛行場や港湾をも使用、例えば、ハノイ対岸のジャラム飛行場を基地として、援蒋ルートの爆撃を実施した。

北部仏印進駐に前後して、タイと仏印の国境紛争が激化する。タイはフランスの支配下にある旧領（ラオスとカンボジア）の回復を目指したのである。陸上の戦いではタイが優勢であったが、なかなか決着がつかなかった。結局、翌一九四一年に入り、海戦でフランスが起死回生の一勝を挙げ、これを契機に、タイとフランスは日本が仲介役となって国境紛争の調停に入ることを受諾した。実際には、タイもフランスもアメリカやドイツが積極的に動いてくれることを望んでいたのであるが、アメ

リカもドイツも、また、イギリスも二の足を踏むようなかたちとなり、結局、日本が調停を行うことになったのである。この泰・仏印国境調停によって、フランスはラオスのメコン川以西とカンボジアの北部と西部、面積にして約二万五〇〇〇平方マイルをタイに割譲することになる⁽¹⁰⁾。日本が実施したこのような調停内容は、仏印の領土保全を保証した先の「松岡＝アンリ＝協定」に明らかに違反するものであった。しかし、フランスはそれでも日本の調停案を受け入れざるを得ないほど苦境に陥っていたのである。

また、この泰・仏印国境調停と時を同じくして、日本とフランスは「保障及政治的・了解ニ關スル日本國『フランス』國間議定書」を締結した。フランスは同議定書の中で、仏印に関しては日本と対抗するような協定を第三国と結ばないことを約束した。これが前年の「松岡＝アンリ＝協定」を補強するかたちとなった。これを以て、仏印における日仏協力の政治的な枠組みが完成したと言える。

次に、経済的な枠組みの形成について述べる。タイと仏印が国境地帯で紛争をくり広げている頃、すでに、日本とフランスは経済交渉を開始していた。しかし、先に述べたように、紛争調停問題が同時並行的に発生したために経済交渉はその分だけ停滞を余儀なくされ、ようやく一九四一年五月六日に「佛領印度支那ニ關スル日佛居住航海條約」、「日本國印度支那間關稅制度、貿易及其ノ決濟ノ様式ニ關スル協定」、不公表の「議定書」と「交換公文」などが成立した（以下、これらをまとめて「日・仏印経済協定」と略記）。この「日・仏印経済協定」によって、フ

ランスは日本に最惠国待遇を付与し、それまでの差別的な関税を廃して、フランス本国並みに引き下げる措置を講じることになる。また、関税以外にも、例えば、出入国や居住などに関して日本人はフランス人並みの自由が認められ、企業の参入や不動産の売買についても最惠国待遇を与えられた。さらに、輸出割当に関しても、可能な限り、日本への輸出に物資をまわすことになる。独仏休戦後、イギリスがフランス本国と仏印をはじめとするフランスの植民地との間を海上封鎖したことにより、以前は仏印の貿易の半分を占めていた本国との通商がまもなくなくなっていった。また、イギリスは海上封鎖に続いて、仏印周辺のイギリスの植民地が仏印と貿易を行うことを禁じる措置も講じ、さらに、太平洋での緊張が高まるにつれて、アメリカの商船も仏印へ寄港しなくなっていた。こうしたことから、結局、仏印は日本以外に大量貿易相手を見出すことができなくなっていたのである。

太平洋戦争が二年目に入ってしまった一九四三年一月に、三谷隆信駐仏大使とヴィシー政権の政府主席であったピエール・ラヴァルとの間でいわゆる「三谷＝ラヴァル協定」が結ばれた。この協定によって、日本と仏印との貿易その他の収支決済に「特別円」⁽¹¹⁾を用いることが認められた。これもフランス側の譲歩である。日本と仏印との貿易は、圧倒的に仏印の黒字、日本の赤字であった。この協定が成立するまでは、その貿易収支の差額を決算するにあたってはもっぱら金がいわれている⁽¹²⁾。しかし、戦争が長期化してくるとそういう余裕もなくなり、大東亞共榮圈内の他の地域と同様に仏印に関しても「特別円」での決算を認

めてくれるようフランスに持ち掛けたのである。これを以て、仏印が大東亜共栄圏の経済的な枠組みの中に完全に組み込まれたと言って良いのではなからうか。

最後に軍事面であるが、先に述べたように、一九四〇年九月の北部仏印進駐時に結んだ協定によって、日本は紅河以北の特定の飛行場と港湾を使用し、また、フランスとの合意のもとに宿营地を定め、そこに陸軍部隊を駐屯させていた。翌一九四一年七月末には南部仏印進駐が実施された。これもまたフランスとの交渉を通じて、「佛領印度支那ノ共同防衛ニ關スル日本國『フランス』國間議定書」などの協定が結ばれ、それらに基づいて進駐が実現したのである。そして、その結果、少なくとも協定上は、日本軍は仏印全土に部隊を展開することができるようになった。また、南部仏印に所在するの特定の飛行場（サイゴン、トゥーラン、プノンペンなど）と港湾（サイゴン港とカムラン湾）を使用できるようになった。

ところで、南部仏印進駐に際して結ばれた「佛領印度支那ノ共同防衛ニ關スル日本國『フランス』國間議定書」の中に、「共同防衛」という言葉が見られる。南部仏印進駐以降、この「共同防衛」という名のもとに、日本はフランスに軍事的な協力を求め、フランスが日本の求めに応じていくことになる。

さらに、同年十二月八日、日米英蘭開戦の当日、「佛領印度支那共同防衛ニ關スル日本軍、『フランス』當局間現地軍事協定」が結ばれている。これは当時、在仏印日本大使府（特派大使・芳沢謙吉）随員（大使

府付武官）であつた長勇陸軍少将と堀内茂忠海軍大佐がドクー総督に迫って、受諾させたものである。これによって、仏印と日本の軍事面における協力関係がより具体性を増した。例えば、仏印防衛の役割分担や防空、防諜、放送・宣伝といった分野での協力に関する取決めがなされたのである。

このように、一九四〇年六月から一九四一年十二月にかけての一年半の間に、仏印における日本とフランスの協力体制が、政治・軍事・経済の各分野で段階的に形成され、開戦時にはそれがほぼ整うことになる。そして同時に、話し合いを通じて合意された協力の内容が、逐次、実行に移されていった。

三 対日協力の実際

戦争中、実際に仏印で、フランスが日本の求めに応じて、どのような協力を行ったかを、具体的に見ていきたい。

（一）軍事面での協力

① 基地施設等の提供

まず、軍事の分野においてであるが、第一に、基地の提供、すなわち駐屯地、兵営、兵舎、飛行場、港湾などの日本軍への使用許可があげられる。とくに、飛行場や港を使えたということは、戦略上、大きかったことは言うまでもない。はじめに述べたように、これらを実際の作戦に基地として使用し、援蒋ルートに対する爆撃や対南方作戦を実施したの

である。飛行場は、主なものでは北部のハノイ（ジャラム）やフートー、南部のサイゴン（ツドウモ、タンソンニユット）やツーランのほか、「加藤隼戦闘隊」が発進したフコク島¹³、カンボジアのプノンペン、シエムレアなどがある。港は北部のハイフォン、南部のカムラン湾、サン・ジャック、サイゴン、キニヨンなどを使用した。港の場合は通常の寄港地や停泊地としてだけでなく、敵の潜水艦に追尾された場合などの避難場所にもなった。

兵舎は仏印軍が使用していたものを無償で譲り受けたケースが多い。一部、民家や教会などを借用したケースがあり、これは家賃を払った。戦争も中盤にさしかかった一九四三年、北部仏印には第六十二、第八十二、第八十三の三個歩兵連隊が駐屯していた。同時に、山砲隊や工兵連隊も駐屯していた。三個歩兵連隊は第六十二連隊がビンエン、第八十二連隊が「梅ヶ原」、第八十三連隊がコーロというように、それぞれ新たな宿营地を得、そこに新兵舎を設営して、連隊ごとにほぼまとまって駐屯することになった。第八十二連隊が駐屯した「梅ヶ原」というのは、ハノイの西方の広陵とした何もない土地で、連隊長・岡田梅吉大佐の一字をとって「梅ヶ原」と名づけられた。「梅ヶ原」とコーロは、元来、水道も電気も完備されていない土地であったため、そこに駐屯する将兵たちの苦勞は並々ならぬものであった¹⁴。それに、新兵舎は防空のことをまったく考慮に入れていなかった。ビンエンだけは町が近く水道も電気も既設のものがあつたうえに、鉄道の駅にも近接していたので、ほかと比べてはるかに生活しやすかつたようである。

南部仏印には、開戦以降、南方総軍司令部やビルマ方面へ派遣されていた部隊が後退してくる一九四四年末頃まで、大規模な部隊は駐屯していなかった。したがって、仏印軍から兵舎を譲ってもらったり、学校などを借りて、それで済ませたりしていた。実際に日本軍を悩ませたのは、移動部隊用の兵舎をどうやって準備するかという問題であつた。船でシンガポール方面へ向かう場合は、仏印の沿岸を通り、サイゴンもしくは、サイゴンまで川を遡ってこなければ海沿いのサン・ジャックに立ち寄ってシンガポール方面へ向かつた。戦争も後半になると、ビルマ作戦が大規模に実施された。ビルマ方面へ向かう部隊は、一旦、船でサイゴンまで来るとそこで下船して、少しの間、宿営する。サイゴンからは別の船に乗ってプノンペンまで行き、そこで再び宿営して、プノンペンから汽車に乗って、タイ・ビルマ方面へ向かつた。プノンペンでは駅前に日本軍の兵舎が建てられ、移動部隊はそこに宿営した。しかし、サイゴンにはそのような施設がなく、移動部隊が通過するたびに、その移動部隊が宿営するための場所を確保しなければならなかつた。こういったことも逐一、仏印当局と交渉して決めたのである。実際に交渉を担当した国富勇氏（印度支那駐屯軍、のち第三十八軍参謀）の話によると、仏印側は駐屯部隊用であれば比較的容易に宿营地や兵舎を提供してくれたのであるが、移動部隊の場合には、なかなか承知してくれなかつたということである。これは一例にすぎないが、仏印で日本軍は何でも思ひの通りにやっていたと考えるのは大間違いで、ほかの南方地域と違い、日本軍は仏印を占領していたわけではなく、しかも、フランスの主権を尊重すると

という方針を掲げていたため、日本軍関係者はフランス側に対して、相当、気を遣っていたようである。

日本海軍は港のほかに、ドックや工廠も仏印海軍のものを使用することが許され、船体の修繕などを行った。

② 軍費の提供

フランスは日本軍の駐屯経費を負担している。これももちろん交渉を経て金額などを決定したのである。フランスから日本軍への軍費拠出は北部仏印進駐の翌月、すなわち一九四〇年十月に始まり、一九四五年三月の「明号作戦」(仏印武力処理)発動まで続く。フランスはこの四年半の間に合計で約七億二三七〇万八〇〇ピアストルを日本側に提供した⁽¹⁵⁾。当時、ピアストルと円との交換レートは一ピアストル＝約九八銭であったので、この金額を円に換算すると約七億円に相当する。七億二三七〇万八〇〇ピアストルという金額がはたしてどれほどの価値を有していたかを想像することは難しいが、例えば、仏印当局の一九四〇年から一九四四年までの五年間の財政支出額を合計すると、約七億二六〇〇万ピアストルになる⁽¹⁶⁾。これとほぼ同じぐらいの金額をフランスは日本軍に提供していたのである。

仏印に駐屯する日本軍はこのピアストルで食糧やその他の必要物資を購入したり、家賃、光熱費、交通費などの支払いに充てたりした。兵士たちの小遣いもそうであった。師団の経理部へ行くとピアストルで渡されたのである⁽¹⁷⁾。仏印では終戦まで軍票が公式に使われることはなかつ

た。インドシナ銀行にピアストルの蓄えが充分にあったので、「明号作戦」後も軍票を発行する必要が生じなかったのである⁽¹⁸⁾。

③ 船舶徴傭

すでに何度か述べたように、独仏休戦後、イギリスはフランス本国と植民地との間を海上封鎖してフランス船舶の通航を妨害した。そういう理由もあって休戦時に仏印に停泊していた民間の船舶の中には、本国へ戻ることをあきらめて、そのまま仏印にとどまっているものがあつた。日本軍はそれに目をつけた。一九四二年初頭、今回も日・仏印間で交渉が行われ、十一隻のフランス船舶を日本側が有償で徴傭することになった⁽¹⁹⁾。日本はこうして得た船舶を内地との往復や南方各地の間の輸送に使った。その中に「アラミス」という船があつた。これは豪華な貨客船で一番大きく、しかもスピードが速かつた。日本語で「帝亜丸」と名づけ、内地との間を何度か往復した。しかし、この「帝亜丸」も最後はバシー海峡でアメリカの潜水艦の攻撃に遭い沈没した。残りの十隻も皆、結局、敵の潜水艦や飛行機、あるいは機雷の被害に遭って沈められてしまった⁽²⁰⁾。

④ 情報交換

仏印では日・仏印両軍間で情報交換が行われていた。陸軍の方は、一週、ないしは二週に一回、三十分程度の会合を持ち、主として、蒋介石軍や雲南省の軍隊に関して双方が入手した情報を交換した。こうした情

報交換は軍、師団、連隊などがそれぞれのレベルで行っていた。確かに、北部仏印進駐以降、日米英蘭戦の初期の段階までは、蒋介石軍が仏印に進攻して来る可能性は高いと思われていた。しかし、戦争も半ば以降になると、そういう可能性は低くなり、中国軍に関する情報の重要性も低下したと思われる。しかし、それでも情報交換は続けられた。それは中国軍がどのようなよりも、むしろ定期的に会うことが重要と判断されて、続けられたのである。今日言うところの「信賴醸成」の試みであった。

「信賴醸成」と言えば、日本軍と仏印軍はこれもほぼ定期的に交歓を催していた。出席したのは軍司令官や師団長、参謀長、連隊長という限られたトップ・クラスの人々であった。仏印内のそれぞれの司令部や本部が設置されている付近の料理店などで、ほぼ定期的に宴を催していた。また、仏印軍は自軍の兵営や要塞（当時、仏印軍は中国との国境沿いに要塞群を構築していた。）に日本軍の首脳を招き、内部を見学させることまで行っていた。これも「信賴醸成」のための措置であったと思われるが、仏印側もずいぶん気を遣っていたようである。

海軍の方はほとんど毎日、情報交換を行っていた⁽²¹⁾。アメリカやイギリスの潜水艦の動きなど、艦船の航行に関するさまざまな情報を交換していた。中でも、出入港に関することなどは、よく打ち合わせておく必要があったと思われる。とくにサイゴン港は川の中流にあり、しかも、蛇行した川を航行しなければならなかった。水先案内人（フランス人）も必要である。さらには港に停泊できる船の数も限られている。

また、特記すべきは、一九四二年末から翌年初めにかけて日・仏印両海軍は双方が得た情報に基づき、結果的には、空振りであったが、「O・B作戦」と銘打つ敵潜掃討作戦を共同で実施したという記録が残されている⁽²²⁾。

衛生面でも日・仏印両軍間で情報を交換する制度が設けられていた⁽²³⁾。マラリアなどの伝染病に関する情報を日本軍はフランス側から提供されていた。

もつとも、史料が不十分な形でしか残されていない今となつては、フランス側が提供してくれた情報がどれだけ真実であったかを知る術はない。敵に関する情報のうち、中国方面から飛来する敵機の情報などは、フランスのものより、日本の情報班が独自につかんだ情報の方が速いし、正確であったという⁽²⁴⁾。

⑤ サイゴン放送局の使用

これも交渉してフランス側に許可を得たわけだが、日本軍はサイゴン放送局の使用を許された。蘭印進攻作戦時、日本陸軍はサイゴン放送局を使用してジャワに対する謀略放送を行い、蘭印当局を攪乱するなどの成果をあげた。また、対インド工作にもサイゴン放送局を用いている⁽²⁵⁾。

⑥ その他

掃海作業もある種の協力行為であったと認め得る。連合国側は仏印の主要な港の出入口に機雷を撒いた。それを仏印海軍が掃海したのである。

仏印海軍にしてみれば自衛策であつたろうが、日本側もこれによって恩恵を受けたのである。また、仏印沿岸で機雷に触れたり、敵の攻撃にあつたりして航行できなくなった日本の船を仏印の船が曳航したというケースも一度ならずある。このほか、フランス側は日本軍部隊の駐屯地間を結ぶ電話線や電信線の架設も認めるなど、広範な便宜供与を行つた。

軍事面でのこうしたフランスの日本側への協力や便宜供与は「共同防衛」という名目で行われた。ふつう「共同防衛」と聞けば、敵に攻め込まれた際、あるいは攻め込まれそうになつた際に、ともに防衛のための軍事行動を起こすというようなイメージで捕えがちである。確かに、日本とフランスが南部仏印進駐時に協定を結んだ頃は、蒋介石軍が仏印に攻め込んで来る可能性があると考えられていたため、そうした事態を想定していたのである。しかし、結局、少なくとも陸軍の場合、日本軍と仏印軍との間で本格的な「協同作戦」と言えるものは実施されなかつた。合同訓練も行っていない。ただ一度だけ、それに近いことはあつた。一九四四年、日本陸軍が中国大陸縦貫打通作戦（いわゆる「一号作戦」）を実施した際に、南下してくる第三十七師団などを迎えるため印度支那駐屯軍もこれに策応して、仏印から国境を越えて中国領内に入っている。このときに日本軍部隊が通つた道は、かつて援蒋物資を輸送するために使用していた道で、援蒋物資の輸送停止後は仏印軍がその道に拒馬を築き、トラックなどが通れないようにしていた。つまり、援蒋物資の輸送を行っていないということを示そうとしたのである。しかし、「一号作

戦」を実施するうえで、それらの拒馬は部隊の通過に支障を来す恐れが充分にある。そこで、仏印軍はわざわざその拒馬を撤去した。時間にして二時間ほどの作業であつた。日本陸軍の作戦に仏印軍が直接、手を貸したのはこれくらいである²⁶。以上は陸軍に関してあるが、海軍の方は先に述べたように、「O・B作戦」と銘打つた敵潜水艦の掃討作戦を協同で実施している。どうも陸軍より海軍の方が日・仏印両軍の関係が良かったようである。

（二）経済面での協力

仏印における経済面でのフランスの対日協力はどうかであつたろうか。すでに述べたように、「日・仏印経済協定」が締結されたことを受けて、フランスは日本に最恵国待遇を与え、関税を引き下げた。また、品目によつては無税のものもある。輸出割当量に関しては、仏印域内での消費分をあらかじめ除いた残りの輸出可能分のほとんどを日本に向けて輸出するようになった。中でも、輸出货量が多く、かつ、重要であつたのは、米、とうもろこし、鉄、マンガン、クローム、燐灰石などである。仏印域内でそこその需要が見込まれていた鉱山資源は、石炭と亜鉛ぐらいであつたので、それ以外は採掘されたもののほとんどが日本に向けられるようになった。さらに、フランス側は日本に妥協して輸出品の価格をある程度、安定させる努力もしている。フランス側は当初、対日輸出を市場価格で実施することを希望していたが、日本側が価格の高騰を見越して抵抗した結果、毎年、仏印現地での交渉を通じて価格と貿易量を決

定するという方式が採用された⁽²⁷⁾。

先に述べたように、元来、仏印は植民地で貿易依存型のモノカルチャー経済を強いられていた。つまり、貿易によって経済が成り立っていたのである。戦前、仏印にとつての最大の貿易相手はフランス本国であり、一九三〇年代後半には、総輸出入量の半分を本国との間で取り引きしていた。しかし、独仏休戦後、イギリスが海上封鎖を実施したため、フランス本国と仏印との間の商船の往来が減少した。仏印は窮地に追い込まれた。さらに、追い討ちを駆けるように、イギリスは仏印周辺のイギリスの植民地（インド、シンガポール、香港など）が仏印と貿易を行うことを禁止した⁽²⁸⁾。このままでは、仏印経済は崩壊必至であった。早急に本国に変わる大量貿易相手を見出さなければならなかった。

そこへタイミング良く日本との貿易関係が拡大する運びとなった（従前、日本との貿易は仏印の貿易全体の五％程度であった）。日本は仏印が生産する米やとうもろこしを大量に購入してくれるひじょうにありがたい顧客となった。米の場合、戦争中、日本は年間の輸入量のうち、少ない年で四割弱、多い年には六割弱を仏印に依存した。また、とうもろこしも多い年は七割から八割以上を仏印から輸入している⁽²⁹⁾。結局、仏印と日本との貿易は仏印の方が圧倒的に黒字となった⁽³⁰⁾。

但し、対価の支払方法などに問題がなかったわけではない。当初、日本は収支の差額を金で決済していた。しかし、戦争が進展すると、そうした余裕がなくなっていく、一九四三年以降は「特別円」が導入されたことはすでに述べたとおりである。以後、収支の清算は適正を失った⁽³¹⁾。

さらに、日本はおりから船舶が不足していたが、それに輪をかけるようにして、一九四三年後半に入ると、アメリカの潜水艦や飛行機が盛んに出没して日本の船舶に対する攻撃を執拗にくり返した。その結果、輸送力は低下し、物資を計画通りに内地へ運ぶことが困難になっていった。例えば、米などはサイゴンの港の倉庫に入り切れないくらい山積みになっていたという⁽³²⁾。

四 対日協力の意図

以上のように、仏印においてフランスは日本に対して相当の協力を行った。フランスがそうまでして日本の機嫌をとった裏には、もちろんそれなりの理由がある。まず、第一に、仏印におけるフランスの主権を維持することであり、第二に、仏印の領土を保全することであった。フランスはドイツとの戦いに敗れ、早々と休戦してしまうわけであるが、戦争そのものも、ほどなくドイツが勝利して終わるであろうと踏んでいた。なおかつ、戦争が終了したのちに、おそらく樹立されることになるであろうヒトラーの新秩序のもとで、フランスはドイツに次ぐ第二位の国でありたいという戦後構想を抱いていた。そのためにはフランスは戦後も大国であり続けなければならず、フランスが大国であり続けるためには植民地が不可欠の要素であると考えられていたのである。つまり、フランス政府は仏印であれどこであれ、植民地をひとつたりとも失いたくないと考えていたのである。

仏印はフランス本国から約一万五〇〇〇キロ離れた遠方に位置する。

ドイツに負けたフランスには仏印を単独で防衛する力がなかった。しかも、この時、安全保障的に見て仏印はひじょうに危険な状況にあった。事実、日本軍が北部国境付近にまで迫っていたうえに、蒋介石軍も仏印へ進攻する意図を明確にしていた⁽³³⁾。また、タイとの国境紛争も本格化の兆しを見せていた。仏印の軍備はといえば、陸・海・空軍すべて小規模で、しかも、装備は旧式であった。したがって、日本軍と一戦交えても、敗北することは目に見えていた。カトルーが援蔣物資の輸送を停止する決断を下したのも、そういう判断があつたからである⁽³⁴⁾。同時に中国が介入してくると、仏印が日・中両軍間の戦場と化してしまふ。北部仏印は一九世紀後半まで中国（当時、清）の領土であつたので、中国が旧領回復に乗り出すのではないかという懸念もあつた。それに加えて、独立運動も活発化の様相を呈し始めていた。

しかし、本国政府がとりわけ恐れていたのは、仏印が本国政府と袂を分かつてド・ゴール派に参加するようになるのではないかということであつた。一九四〇年の夏から秋にかけて、中央アフリカの植民地や仏印に近いニュー・カレドニアが早くもド・ゴール派に加わつた。本国政府としては、これ以上の領土を失うことは絶対に避けたかつたのである。そこでドイツとアメリカに仏印を防衛するために支援してくれるよう依頼した。しかし、結局、フランスの希望は両国の受け入れるところとならず、フランス政府は日本と協力することによって、仏印を維持するという結論を下したのである⁽³⁵⁾。まさに、災いの少ない方を選んだということであらう。

フランスが仏印において日本と協力する道を選択した第三の理由は経済であつた。先に述べたように、仏印は植民地で貿易依存型のモノカルチャー経済を強いられており、貿易で経済が成り立っていた。しかし、イギリスが海上封鎖を実施したため、フランス本国との船舶の行き来が困難になつたうえに、インドなどイギリスの植民地との貿易もイギリスが講じた禁止措置によって不可能となつた。仏印は商売相手を失つて、困窮していた。このままでは仏印経済は崩壊必至という状態であつた。そこへ新たな大量貿易相手として現れたのが日本であつた。日本は仏印の農産物や鉱産資源を必要としていた。このように「日・仏印経済協定」は日本側が一方的に押しつけたものではなく、日仏両国の主たる思惑が一致したうえに成立したものであると言える。確かに、「日・仏印経済協定」によって、仏印側が輸出入に課す関税を引き下げるなどの措置によつて仏印市場の開放に努めたり、日本に対する貿易割当量を大幅に拡大したりするなど、一見、フランスの方が日本に譲歩しているようである。しかし、フランスにとつても顧客としての日本の存在はひじょうにありがたかつたわけである。しかも、フランスは日本を相手に相当したたかな商売をした。戦争中、日・仏印間貿易は圧倒的に仏印の黒字であつた。

以上のような背景や日仏両国の思惑から、仏印における日本とフランスの協力関係が始つた。そして、両国の協力は一九四五年三月九日に日本軍が仏印武力処理、いわゆる「明号作戦」を發動するまで続くのである。

おわりに―対日協力の評価―

最後に戦争中の仏印における日本とフランスの協力に関して、とくにフランス側の立場から総括する。

何度かくり返し述べたように、フランスは仏印において日本と協力するにあたり、フランスなりの意図があった。それは仏印におけるフランスの主権の維持、仏印の領土の保全、そして仏印経済の存続であった。

仏印におけるフランスの主権は一九四五年三月九日の「明号作戦」によって一旦は失われるが、終戦後まもなく、フランスはインドシナに戻り、一九五四年まで同地に居座った。したがって、フランスは第二次大戦中、「明号作戦」後の一時期を除いて、何とか仏印における主権を維持し得たと言えよう。このようにフランスが仏印における主権を維持したのは、無論、フランスにその執念があったからこそであるが、同時に、日本の仏印に対する方針も寄与している。戦争中の日本の仏印に対する方針は、「静謐保持」の一言に集約される。これは、日本が仏印で事を起こさないということであり、より具体的に言えば、日本は仏印における独立運動を支援しないということである。こうした日本の対仏印方針は、当時、日本が掲げていた「大東亜共栄圏」、「アジア解放」といったスローガンや政策と矛盾するわけであるが、日本はフランスが仏印において築いた体制をそのまま温存させた方が戦争遂行上、得策と考えたのである⁽³⁶⁾。したがって、例えば、カンボジアの飛行場やその建設予定地をフランス側から許可を得ずに占領してしまったという問題など例外的な事例を除き、日本側はフランスの主権を尊重すべく、常に気を遣

っていた。

フランスが日本と協力することによって達成しようとした目的の第二は、仏印の領土を保全することであった。しかしながら、この点に関しては、フランスは充分にその目的を果たすことができず、日仏協力に汚点を残す結果となった。日本はタイと仏印との国境紛争を調停したが、日本は調停の過程でフランスに対してカンボジアの北部と西部、並びにラオスのメコン川以西をタイへ割譲するよう求めた。これは明らかに仏印の領土保全を約した「松岡＝アンリー協定」に違反している。しかし、日本以外に頼れる存在を見出せなくなっていたフランスはこれに抗しきれず、日本の調停案を受け入れることになる。したがって、領土保全に関して、フランスは目標を完全には達成することができなかった。もっとも、タイとの国境が確定して以降は、領土の変更は行われなかった。

最後に仏印経済の存続についてであるが、これは領土保全とは反対に、所期の目標を達成したと言える。つまり、崩壊必至と見られていた仏印経済は大戦を生き延びたのである。確かに、物不足やインフレなどは発生したが⁽³⁷⁾、これらは戦争中、およそ至るところで見られた現象である。要は、仏印の経済が成り立たなくなるような事態には至らなかったということである。

確かに「明号作戦」後の一時的な主権の断絶があったことは認めざるを得ないにせよ、終戦直後、曲がりなりにも復帰を果たしたことから、フランスが仏印で日本と協力する方針を固めた時点で抱いていた意図は、領土保全に関して不完全であったものの、ほぼ満たされたと言って

良いのではなからうか。

結局、仏印で日本とフランスが協力したために、不利益を被ったのが、独立運動家、とりわけ親日的な独立運動家であった。事実、仏印の現地人たちは日本が来るというのでひじょうに期待していたのである。ところが、進駐後、日本はいつまでもたつてもフランスを追い出してはくれず、ようやく五年近く経って「明号作戦」を発動し、インドシナ三国の独立を実現させたものの、評判の悪かったバオ・ダイをベトナムの皇帝の座に残すという過ちを犯してしまった⁽³⁸⁾。バオ・ダイをそのままにしたということが、結局、日本もフランスと同じではないかという印象を現地人たちに与えてしまったのである。戦後、ベトナムでは第二次大戦中の状況を「一つの首に二つの首枷」と形容している⁽³⁹⁾。日本とフランスに二重に支配されたという歴史認識の表れである。

註

- (1) 中村明人「佛印進駐の真相」(一九五四年)(防衛研究所図書館蔵)、澄田昧四郎「特別資料・仏印進駐と澄田機関の活動」(三宅正樹ほか編『昭和期の軍部と政治 第三卷 太平洋戦争前夜』第一法規出版、一九八三年)、大井篤『統帥乱れて―北部仏印進駐事件の回想―』(毎日新聞社、一九八四年)など。
- (2) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本營陸軍部へ2』(朝雲新聞社、一九六八年)、同『戦史叢書 シットン・明号作戦』(朝雲新聞社、一九六九年)、同『戦史叢書 大本營陸軍部 大東亞戦争開

戦経緯へ1)へ4)』(朝雲新聞社、一九七三〜七四年)、同『戦史叢書 中國方面海軍作戦へ2)』(朝雲新聞社、一九七五年)など。

- (3) 我が国における代表的な研究としては、長岡新次郎「南方施策の外向的展開(一九三七〜一九四一年)」(日本国際政治学会 太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道―開戦外交史― 第六卷 南方進出』朝日新聞社、一九六三年)、秦郁彦「仏印進駐と軍の南進政策(一九四〇〜一九四一年)」(同右)、戸部良一「北部仏印進駐―『南進』の一断面としての考察―」(『防衛大学校紀要』第三七輯、一九七八年十一月)、村上さち子「仏印進駐」(私家版、一九八四年)、荒川憲一「南部仏印進駐」決定の構造―その国策決定の論理と心理」(『防衛学研究』第十一号、一九九一年三月)など多数存在する。

- (4) 前掲「仏印進駐」、白石昌也・古田元夫「太平洋戦争期の日本の対インドシナ政策―その二つの特異性をめぐって」(『アジア研究』第二三卷第三号、一九七六年十月)、赤木完爾「仏印武力処理をめぐる外交と軍事―『自存自衛』と『大東亜解放』の間―」(『法学研究』第五七卷第九号、一九八四年九月)、波多野澄雄「太平洋戦争とアジア外交」(東京大学出版会、一九九七年)などが散見されるが、その数は少ない。

- (5) 「明号作戦」に関しては、前掲『戦史叢書 シットン・明号作戦』などを参照。「明号作戦」は今日では、「めいごうさくせん」と読むのが普通となっている。しかし、当時、仏印現地では「あきらごうさくせん」、もしくは「あきらさくせん」(「明作戦」と言うのが普

通で、「めい」うさくせん」といいう方は一部で使われていたにすぎなかった。

(6) ソ連との外交関係は独ソ戦の開始まで、アメリカとの外交関係は北アフリカ上陸作戦まで、中国との外交関係は中国のヴィシー駐在外交官らがフランスを離れた一九四三年春まで続く。

(7) 但し、仏印にもド・ゴール派は多数存在しており、ヴィシー派を凌駕していたと思われる。

(8) Jean Decoux, *A la barre de l'Indochine: Histoire de mon Gouvernement Général (1940-1945)* (Paris: Plon, 1949), p. 160.

(9) 大本營陸軍部「支情第九號 敵ノ軍需品輸入状況(其十一) 佛印ノ物資封鎖ノ敵軍補給ニ及ホス影響」(昭和十五年六月二五日)(軍令部「仏印問題経緯(其の一)」(防衛研究所図書館蔵))。

(10) 外務省記録「泰国、仏領印度支那国境紛争一件」(外務省外交史料館蔵)。

(11) 「特別円」とは、当該国(この場合は、フランス)と日本、その他の諸地域との間での決済に、帳簿上、使用し得る円で、当該国と日本が必要と認めた場合は金に兌換できる(「南方諸地域ニ対スル通貨金融制度ノ基本方針竝ニ泰国仏印ニ対スル当面ノ措置ニ関スル件」[昭和十七年二月二三日、大本營政府連絡會議決定][参謀本部編「杉山メモ」下、原書房、一九六七年、三四頁])。「特別円」勘定による終戦時までの日本側の対仏債務額は約十三億円であった(外務省アジア局第三課「仏印特別円問題に関する交渉調書」[昭和三十二年四月][国立国会図書館所蔵])。

年四月)[国立国会図書館所蔵]。

(12) 但し、戦争中、実際に金が仏印へ輸送されることはなく、すべてイヤマーク(目的と仕向け先の特定)されたまま東京に留め置かれた(大蔵省理財局「昭和十二―二十年 金対外決済調」[防衛研究所図書館蔵])。その総量は約三十三トン(約一億六千万円)であった(前掲「仏印特別円問題に関する交渉調書」)。

(13) フコク島はコーチシナの最西端に浮かぶ島でマレー半島にもっとも近い位置にあった。日本陸軍は飛行機の航続距離が短いことを危惧し、フランスの事前許可なしに同島の飛行場を占領した(国武輝人氏「元参謀本部作戦課」へのインタビュー「一九九七年一月十八日」)。これは明らかに日仏間の合意に反する主権侵害行為であった。

(14) 緒方廣業編『追悼 歩兵第八十三連隊』(私家版、一九八二年)三八六―八八頁、歩兵第六十二聯隊誌編纂事業委員会編纂『歩兵第六十二聯隊誌』(私家版、一九九一年)二四〇―四二頁、歩兵第八十二連隊史刊行会『歩兵第八十二連隊史』(私家版、一九八八年)一七四―七五、一七八―七九頁。

(15) 前掲「仏印特別円問題に関する交渉調書」。

(16) Masaya Shirashi, "Vietnam under the Japanese Presence and the August Revolution" *International Studies* (1985, no.2), p. 11.

(17) 山下俊介氏(元歩兵第六十二連隊主計)へのインタビュー(一九九七年十二月十三日)。

(18) 榊原正次氏(元第三十八軍参謀)へのインタビュー(一九九六年

十一月七日)。

- (19) 外務省記録「大東亜戦争関係一件 日、佛印共同防衛協定及コレニ基ク帝国軍隊ノ仏印進駐関係」第二卷(外務省外交史料館蔵)。
- (20) 海防艦顕彰会編『海防艦戦記』(原書房、一九八二年)一〇〇―一頁、Claude Hesse d'Alzon, *La Présence militaire française en Indochine, 1940-1945* (Château de Vincennes: Publications du service historique de l'Armée de Terre, 1985), p. 124.
- (21) 松平永芳氏(元第十一特別根拠地隊参謀)へのインタビュー(一九九六年十二月十三日)。
- (22) 第一南遣艦隊「大東亜戦争 戦時日誌・戦闘詳報 第一南遣艦隊自昭和十六年十一月 至昭和十九年五月」(防衛研究所図書館蔵)、第十一特別根拠地隊「大東亜戦争 戦時日誌 第十一特別根拠地隊自昭和十六年十一月 至昭和二十年一月」(防衛研究所図書館蔵)。
- (23) 「印度支那ニ於ケル傳染病並ニ流行病ニ関スル情報交換協定」(昭和十五年十一月三十日)(昭和十五年十二月三日付河内澄田機関発次官・次長宛河内電第八五〇号〔陸軍省「昭和十五年陸支密大日記」第四十六号、防衛研究所図書館蔵〕)。
- (24) 前掲、山下俊介氏へのインタビュー。
- (25) 南方軍總司令部「南方軍状況報告」(昭和十七年六月二十九日付〔昭和一七・六・二三―一七・六・二九 南方軍作戦関係資料〔一段落後〕〕〔防衛研究所図書館蔵〕)。
- (26) 前掲『追悼 歩兵第八十三連隊』四五〇頁。
- (27) 外務省記録「佛印ニ関スル居住航海條約並關稅制度貿易決濟様式ニ関スル日佛協定關係一件」(外務省外交史料館蔵)。
- (28) 滿鐵東亞經濟調查局編『南洋叢書 第二卷 佛領印度支那篇』(改訂版)(滿鐵東亞經濟調查局、一九四一年)三二八―二九、七八二―八三頁。
- (29) アメリカ合衆國戰略爆撃調查團(正木千冬訳)『日本戦争經濟の崩壊―戰略爆撃の日本戦争經濟に及ぼせる諸效果―』(日本評論社、一九五〇年)二七四―七五頁。
- (30) ドクー総督によれば、一九四一年から四五年三月までの仏印の日貿易黒字額は約三億ピアストルにのぼった(Decoux, *op. cit.*, p. 444)。
- (31) 本件に関する日仏間の戦後賠償問題は、すでに解決済である(前掲「仏印特別円問題に関する交渉調書」)。
- (32) 加登川幸太郎氏(元第三十八軍参謀)へのインタビュー(一九九六年八月二十日)。
- (33) U.S. Department of States, *Foreign Relations of the United States, Diplomatic Papers, 1940, vol. IV: Far East* (Washington, D.C.: Government Printing Office, 1955), p. 75.
- (34) Georges Catroux, *Deux actes du drame indochinois* (Paris: Plon, 1959), pp. 60-61.
- (35) François Charles-Roux, *Cinq mois tragiques aux affaires étrangères (21 mai-1er novembre 1940)* (Paris: Plon, 1949), pp. 251-52.

- (36) 前掲「太平洋戦争期の日本の対インドシナ政策―その二つの特異性をめぐって―」四〇七頁。
- (37) Jacques Martin, "L'économie indochinoise pendant la guerre, 1940-1945" *Revue d'histoire de la deuxième guerre mondiale et conflits contemporains*, n°108 (avril 1985), pp. 91-92; André Gaudel, *L'Indochine française en face du Japon* (Paris: J. SUSSE, 1947), p. 217.
- (38) 当時、仏印大使府サイゴン事務所長（公使）であった塚本毅氏も、戦後、この点を後悔している（塚本毅「ベトナムについて」〔一九六五年九月〕〔林秀澄ほか「昭和一九〇二〇、八 第三十八軍関係資料」防衛研究所図書館蔵〕）。
- (39) 内海愛子・田辺寿夫編著『アジアからみた「大東亜戦争」』（増補版）（梨の木舎、一九九五年）一一五頁。